

目的 家庭経済の立場から賃金が生活者にとってどのようなものであるかを検討する視角は、それによって生涯にわたって生命を維持・発展させるために獲得・消費される生活手段の質量と、生活手段の価値としての賃金を得るために結果として必要とされる生活時間の中の労働時間の2つにある。しかし、これまでの論議は賃金に重点をおいて、両者を常に統一的にその相互関係を比較考量すると言う積極的な立場はとってこなかったように思われる。いま一つは、年齢別などの短期的データに基づくものでなく生涯全体を対象とした数値から両者の関係が適切であるかどうかを判断することが出来るようなデータ作成と分析が必要だという問題である。さらに、日本経済を単位とした場合、上記データに基づく企業格差が全体として社会的公正の範囲にあって社会的合意の得られるものであるのかどうかという問題がある。本報告は、それらの意図に基づく算定結果である。

方法 労働省政策調査部『平成2年賃金構造基本統計調査』と、自治省『平成2年地方公務員給与の実態調査』を用いて、実態としての生涯賃金・生涯労働時間及び生涯における単位時間当り賃金について算定した。生涯賃金・労働時間は、大学卒男子労働者で60才定年退職、産業は昭和59年行政管理庁告示2号に定める産業中の9産業と3企業規模(1,000人以上、100~999人、10~99人)の27モデルに静岡県的一般行政職と小中学校学校教育職2モデル。生涯賃金は所定内・所定外賃金、生涯労働時間は所定内・所定外労働時間。

結果 生涯における単位時間当りの賃金格差は、金融・保険業1を100(3,638円)に対して最低ランクの運輸・通信3は、その45.6%(2,108円)という結果となった。